

**3/29(日)・4/4(土)**  
**区役所に臨時窓口を開設**

3月29日(日)、4月4日(土)の両日、午前8時30分から午後5時30分まで区役所に臨時窓口を開設します=表=。例年この時期の平日の窓口は、住所変更の手続きなどで大変混み合います。比較的開いている臨時窓口をぜひ利用してください。なお、一部取り扱わない業務があります。 問窓口サービス課(☎223-7126)

**【臨時窓口(中央区)での取り扱い業務と問い合わせ先】**

臨時窓口を開設する日時	担当窓口	業務内容
3/29(日) 8:30~17:30 ・ 4/4(土) 8:30~17:30	窓口サービス課	2階 (☎223-7126) 戸籍謄本・住民票の写しなどの各種証明書交付、印鑑登録、住民異動届、戸籍届、児童手当・子ども医療費助成の申請、介護保険・高齢者福祉サービスの申請、転入に伴う乳幼児の予防接種手続き、ほか
		4階 (☎223-7149) 国民健康保険の加入脱退・保険料の相談、ごみ・し尿などの相談・受け付け、ほか
	健康福祉課	3階 (☎223-7207) 障がい福祉・介護保険住宅改修およびリフォーム申請、保育園・児童扶養手当・母子保健関係医療費助成・特定医療費・肝炎治療費に関する申請、ほか

※臨時窓口では住民票の写しの広域交付はできません。  
 ※出張所、連絡所、行政サービスコーナー、保健福祉センターでは臨時窓口は開設しません。  
 ※パスポートセンターは通常業務。

**■マイナンバー「通知カード」などの持参を**

住所変更などの手続きの際は、記載事項の変更を行いますので、変更する全員分のマイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください。マイナンバーカードの記載事項を変更するときは、カードの暗証番号を入力する必要があります。なお、前住所地でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転出の届出をした人は、臨時窓口では手続きできない場合があります。

**■本人確認を行っています**

住民票の写しなどの証明書の請求や住所変更、戸籍の届出などの際には、運転免許証などにより、窓口に来た人の本人確認を実施しています。これは、第三者による不正な請求や届出を未然に防ぐために行っているものです。

**区内20カ所に整備**

**駐輪場を利用しましょう**



区では、自転車を利用する人が多い場所に駐輪場を整備しています=下地図参照=。歩道などに自転車を止めると、歩行者や車両の通行を妨げるだけでなく、緊急時の避難などにも支障をきたします。駐輪場の利用をお願いします。 問建設課(☎223-7403)



駐輪場	台数	対象
1 関屋駅北口	200台	自転車・原付
2 関屋駅南口	100台	自転車・原付
3 白山駅前	316台	自転車・原付
4 市役所ターミナル前	53台	自転車のみ
5 西堀通 時間 6:00~23:00	707台	自転車のみ
6 西堀通6番町	80台	自転車・原付
7 新堀通	60台	自転車のみ
8 東堀前通	168台	自転車・原付
9 古町通5番町	132台	自転車のみ
10 上古町	155台	自転車のみ
11 本町通	44台	自転車・原付
12 本町通6番町	180台	自転車のみ
13 川端(仮設)	180台	自転車・原付
14 万代	145台	自転車・原付
15 万代地区	168台	自転車のみ
16 八千代	108台	自転車のみ
17 弁天(仮設)	60台	自転車・原付
18 石宮公園地下 時間 6:00~23:00	967台	自転車のみ ¥1日または1回100円
19 新潟駅南口第1	300台	自転車・原付
20 新潟駅南口周辺(仮設)	3,033台	自転車・原付

※地図中の数字は右の表に対応。特記のない駐輪場は終日利用可能、利用料無料。

**ワンコインの助け合い 県交通災害共済に加入を**

県交通災害共済の令和2年度の加入を受け付けています。同共済は交通事故によるけがで7日以上通院や入院した場合に見舞金が支給される助け合いの制度です。自転車で走行中に転倒した場合なども支給されます。

- 共済期間** 4月1日~来年3月31日
- ※4月以降の申し込みはその翌日から来年3月31日までが共済期間となり会費は同額。見舞金を請求できる期間は事故日から1年以内。
- ¥年間1人500円
- ☎3月31日(火)までに所定の申込書と年会費を区総務課、出張所、連絡所、ゆうちょ銀行を除く金融機関へ
- ☎市役所コールセンター(☎243-4894)、中央区総務課(☎223-7065)

